

令和7年度 安全重点施策 取組状況

1. 安全管理規程及び安全方針に基づき、下記の施策に取り組めます。

(1) 運航基準に沿った航行を確実に実施し、安全運航に努めます。

→ 運航基準を順守し安全運航に努めた。

(2) 作業時には作業員間で声掛けを行う等、安全で確実な作業に努めます。

→ 安全な作業に努めた。

(3) お客様の乗船時・下船時は社員が舷門に立ち、お客様の安全確保に努めます。

→ 上下船時は舷門に社員を配置し、安全確保に努めた。

(4) 陸上作業員はヘルメット・救命胴衣を必ず装着し安全作業に努めます。

→ ヘルメット・救命胴衣を着用し作業を行った。

(5) 社員間でのコミュニケーションを密にとり、情報共有と連携に努めます。

→ 情報共有と連携に努めた

2. PDCA サイクルの推進

「ヒヤリ・ハット」情報を収集し、社員に共有するとともに、原因分析を行い、安全作業の向上に努めます。

→ ヒヤリハット報告件数は0件だった。

3. 安全運航のための適正な教育・指導の実施

(1) 火災、遭難など船舶及び陸上施設の緊急事態を想定した訓練を実施します。

→ 訓練を実施した。

(2) 全社員に対し安全教育を実施し、安全意識の向上に努めます。

→ 講習会及び朝礼時の訓話等により安全意識の向上に努めた。

4. 確実な整備の継続

安全運航を行うため、計画的に船舶及び陸上施設の整備、船体・機関・陸上施設を良好な状態の維持に努めます。

→ 確実な整備を行い、施設を良好な状態に維持した。